

顧問弁護士紹介制度について（説明書）

I 顧問弁護士紹介制度とは

神奈川県弁護士会総合法律相談センター（以下、当センターという）が「顧問弁護士」の候補者をご紹介する制度です。

この顧問弁護士とは、顧問契約に基づき、月々の顧問料をお支払いいただくことにより、顧問契約先の業務全般につき、法律問題の相談・調査、契約書の作成・検討などの業務を行う弁護士のことです。

II 申込手続き

顧問弁護士の紹介を受けたい方は、当センターに対し、所定の顧問弁護士紹介申込書に必要事項をご記入の上、お申込ください。

顧問弁護士希望人数1名につき弁護士3名を一括紹介します。紹介する弁護士は弁護士暦5年以上としています。

但し、「弁護士会全体として被害者対策を考えている対象業種」あるいは「弁護士の品位を損ねる可能性があると判断される業種」に属する方からの顧問弁護士紹介申込に對してはご紹介できません。

※お一人様1回限りのお申し込みとさせていただいております。

III 回答手続き

- ① 申込者に、候補者となる弁護士の氏名・年齢・弁護士暦・事務所住所・電話番号・FAX番号等を記入した「顧問弁護士紹介の件（回答）」を郵送します。
- ② 候補者へは申込者からご提出いただいた申込書を含む資料の写しを配布します。

IV 顧問契約の成立に向けての手続き

- ① 回答書到着後、申込者から各顧問弁護士候補者に連絡していただき、面談等の上、3週間以内に顧問弁護士を決定し、当センターへご連絡下さい。
なお、この顧問弁護士紹介制度は、申込者及び候補者いずれに対しても顧問契約の締結を義務づけるものではありません。あくまでも双方の合意が成立してはじめて顧問契約が成立します。このため、ご紹介した顧問弁護士候補者との間で顧問契約に至らない可能性がありますが、この場合は追加の候補者の紹介はいたしません。
 - ② 顧問契約の具体的な内容は、申込者と候補者間で個別に決定していただきます。但し、顧問契約の発効は神奈川県弁護士会総合法律相談センターの承認が条件です。顧問契約の締結にあたっては、特約条項として、「神奈川県弁護士会総合法律相談センターの承認を待つて顧問契約が発効する」旨の記載を必ず入れて下さい。
 - ③ 顧問弁護士契約が成立した後、弁護士の受任状況の検索、統計、報告等のために、神奈川県弁護士会総合法律相談センターから弁護士に報告を求めることがあります。
- * 顧問契約が締結された以降、当該弁護士の顧問契約の履行につき神奈川県弁護士会及び当センターが責任を負うものではありません。

【お問い合わせ先および申込先】

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地
神奈川県弁護士会総合法律相談センター
電話：045-211-7701
FAX：045-212-0333

顧問弁護士紹介制度事業要綱

対象	個人または個人事業者もしくは法人（規模等による限定なし）ただし、後記紹介できない場合に該当する場合を除きます。
利用回数	お一人様1回限りのお申し込みとさせていただきます。
顧問契約に含まれる業務内容	<p>①法律相談</p> <p>②法律相談に付随して行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易な法令調査 ・簡易かつ定型的な書面の点検 <p>③上記のほか、申込者と弁護士とが顧問契約に含まれる業務として顧問契約の内容としたもの</p> <p>なお、顧問契約に含まれない業務については、別途委任契約の締結を要することになり、当該弁護士が定める報酬基準による弁護士費用が別途発生します。</p>
顧問業務時間	申込者と弁護士とが協議のうえ決定するものとします。 なお、顧問契約上の業務時間を超える場合には別途弁護士費用が発生しますので、当事者においてあらかじめ協議のうえ、追加費用を決定しておいてください。
顧問料	申込者と弁護士とが協議のうえ決定するものとします。
契約期間・更新	申込者と弁護士とが協議のうえ決定するものとします。
紹介できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・反社会的な団体・個人からの申込みの場合（暴力団関係者など） ・目的又は手段において違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている団体・個人からの申込みの場合（悪徳商法など） ・風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている団体・個人からの申込みの場合 ・申込者または法人の役員が過去に禁固以上の刑の言い渡しを受けその効力が消滅していない場合 ・神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、個人事業者及び法人その他の団体に対する顧問弁護士による支援を推進しようとの本制度の趣旨・目的に反し、顧問弁護士を紹介することが不相当と判断した場合
紹介方法	申込書の記載内容を前提に、紹介を了承した弁護士を3名一括紹介します。 なお、適任者がいない場合にはご紹介できない場合があります。
契約締結の承認	顧問契約の締結にあたっては、神奈川県弁護士会総合法律相談センターの承認が必要となります。
免責	紹介後の申込者と紹介した弁護士との間の問題については、顧問契約の締結及び契約内容の履行を含め、神奈川県弁護士会及び神奈川県弁護士会総合法律相談センターは何らの責任を負うものではありません。